## 令和元年度 財政援助団体等監査(2)監査結果措置状況

## ≪公益財団法人神戸市公園緑化協会≫

	# 8 4 6	## EE / 17.50
監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項		
①備品管理を適正に行うべきもの		
指定管理基本協定書によると、指定期	神戸総合運動公園及び森林植物園にお	措置済
間中に指定管理料で購入した管理備品の	いては、神戸市に帰属する備品について、	
うち、施設利用もしくは管理の目的物と	令和2年度に神戸市から備品番号票を受	
なるものの帰属は神戸市、一般事務に資	領し、同3年度中に貼付作業を完了して	
する事務用品等の帰属は指定管理者とな	いる。	
っている。	なお、神戸市帰属となる備品類につい	
また、管理運営業務仕様書によれば、	ては、当該年度終了後、神戸市に報告し、	
「神戸市に帰属する備品については、神	神戸市から備品番号票を受領の上、貼付	
戸市物品会計規則等に基づいて管理す	することとしている。	
る」とし、物品会計規則では「物品管理者		
は、その使用中の備品に備品番号票を付	本市所管局としても、指定管理者に対	
けて整理しなければならない。ただし、	し、神戸市物品会計規則等に基づいた適	
備品番号票を付けることができないと	切な物品管理を指導していく。	
き、又は付けることが不適当なときは、		
備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイン		
ト等により明示し、帳票との対照に便利		
なようにしなければならない。」と定めて		
いる。		
神戸総合運動公園、森林植物園では、神		
戸市に帰属する備品について、管理簿に		
記載されているが備品番号票等で明示さ		
れておらず、帳簿との対照が困難で、備		
品の特定が行いづらい状況であった。		
備品を容易に特定するため、帳簿との		
対照に便利になるよう、神戸市物品会計		
規則等に基づき、備品番号票等で明示し、		
管理を行うべきである。		
また、本市所管局は、神戸市物品会計規		
則等に基づき、適正に物品を管理するよ		
う指定管理者を指導するべきである。		